住宅用火災警報器
メンテナンス

住宅用火災警報器は命を守る大切な機器です。

日頃からお手入れや点検をしましょう！

警報が

鳴った時

お手入れは？

電池交換は？

警報が鳴ったときは

火災のとき

　大声で周りに火災を知らせ、　１１９番通報をしましょう。可能なら消火を行って下さい。消火が難しそうな場合は、速やかに避難して下さい。

火災ではないとき

　火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴った時は、警報音停止ボタンを押す。ひもがついているタイプのものはひもを引く、若しくは、室内の換気をすると警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

台所でよく鳴る・・・

　煙や湯気が直接かからない場所に警報器の場所を変えるか、熱式の警報器に取り換えて下さい。

煙霧式の殺虫剤を使用する際は・・・

　警報器を取り外すか、ビニール袋で覆ってください。その際は、火災予防に万全を期すとともに、殺虫剤使用後は必ず警報器を元の状態に戻して下さい

点検方法

正常に作動するか、月に１回点検をしましょう。

お手入れをしましょう

　警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

　特に、台所に取り付けた警報器は、油や煙などにより汚れがつくことがあります。布に水やせっけん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取って下さい。

テストをしましょう

　テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧下さい。

音が鳴らない・・・

　次のことを確認しましょう。

・電池はきちんとセットされていますか？

・電池切れではありませんか？

それでも鳴らない場合、故障が考えられます。取扱い説明書をご確認ください

※　取扱い説明書が無い場合でも適切に維持管理ができるよう、下記ホームページでメーカー別の機種ごとに、警報が鳴った時の正しい対処方法について記載されていますのでご参考下さい

「住宅用火災警報器の警報が鳴った時の対処方法」

交換の時期と廃棄方法

住宅用火災警報器の交換時期について

本体の交換期限は機種によって異なりますが、目安はおおむね１０年です。

①自動試験機能のある機器

機能異常を示す音や表示がされた場合は交換して下さい。

②自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて交換して下さい。

電池方式の住宅用火災警報器は電池交換を忘れずに

住宅用火災警報器には外部電源方式と電池方式があり、電池方式の物は、電池交換が必要です。定期的な作動点検の時に、「電池切れかな？」と思ったら早めに交換して下さい。電池が切れそうになったら、音や表示で教えてくれるものもあります。　［※詳しくは説明書・仕様書をご確認下さい］

廃棄方法について

（電池方式）

１　住宅用火災警報器本体から電池を取り外して下さい。

２　電池を取り外した住宅用火災警報器本体は粗大ゴミとして、取り出した電池は資源ごみＡ（カン・ビン・乾電池・割れていない蛍光灯等）として廃棄して下さい。

（外部電源方式）

１　住宅用火災警報器本体を粗大ゴミとして廃棄して下さい。

（イオン化式感知器）

１　放射性同位元素を含んでいるため、ゴミとして廃棄することができませんので、購入先や製造会社にご連絡して下さい。

２　購入先や製造会社が現存しない場合は、社団法人日本アイソトープ協会に相談して下さい。

泉大津市消防署　　☎０７２５－２１－０１１９